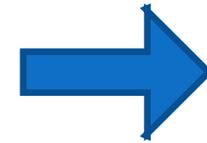


## ①新卸売市場法 「開設者の認定制」



## 多様な卸売市場の形成

- 1、「卸」と「仲卸会社」で形成された「中央市場」  
※この時、法に則り卸が問屋化しないよう注意が必要  
「卸」だけでも認定を受けられる「地方市場」
- 2、(働き方が変わっていく生活の中で)「すぐ食べられる、すぐ飾れる」  
生鮮食料品花きの加工を市場で行う。
- 3、第6次産品(ドライ用品、フェイク等)、地域の生活者の求める  
ものを取り扱う卸売市場

4、量販店(スーパーマーケット等)では、野菜や果物と同時に生花も売られている。

→効率的な産地対応、量販店対応のため、  
品目の部類の壁を取り外した卸売市場が存在することが望ましい。

5、地域の文化拠点としての、多様な市場の有り様

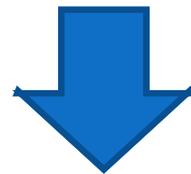
・プロへの卸売／一般客への開放の場としての卸売市場

(釜山の魚市場・東南アジアの卸売市場・下関の卸売市場etc... )

## ②(1)開設者に設定して欲しい仲卸の「見直し制度」

大田市場花き部の仲卸通りは、日本で最も多種多様な品目、量の花が並び、活況を呈している仲卸通りと言われている。

過去、経営状態の悪い仲卸の買収、別業者の新店舗入場を促してきた。



活気ある仲卸通りを維持していくために

開設者は、場内に入る仲卸会社へ取扱金額と財務の健全の一定基準を設け、三年に一度の見直しを行う制度の必要性がある。

## ②(2)さらに、卸売会社についても、見直しを

社会インフラである卸売市場を運営する卸売会社が、  
その機能が果たせなくなるリスクのある経営状態であるのは問題である。



**開設者は、卸売会社についても見直し制度を設ける必要性がある。**

社会的に重要な役割を持った卸売市場の  
在るべき新しいルールの策定を